

# 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針（案）

## 景観法第8条第2項第3号

辰野町内の建築物・工作物等（以下「建造物」）、樹木のうち、地域の良好な景観の形成に特に重要な役割を持つものを、法に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木として指定します。

景観重要建造物又は景観重要樹木の指定は、次の項目に該当するものの中から原則として町民等から提案のあったものについて検討します（景観法第20条、29条を活用）。

指定の際には、所有者または管理者との十分な協議のうえ、辰野町景観審議会で審議するとともに、保全や管理に関する事項を定めることとします。

## 共通事項

- ・ 広く地域住民や町民に愛され、親しまれ、またランドマークやアイストップ※になっているなど、地域の景観形成の核またはシンボルとなっているもの
- ・ 道路などの公共の場所から容易に望見されるもの
- ・ 適切な維持管理がなされる見通しのあるもの

※ランドマーク：地域の景観を特徴づけている山や河川、建造物、樹木などの景観要素。

アイストップ：通りの先の建築物やまちかどの樹木といった、人の視線を引きつける対象物。

## 景観重要建造物の対象

- ・ 優良なデザインにより、まち並みの雰囲気醸し出し、造形や良好な景観の規範となっているもの
- ・ 地域の伝統的な建築様式を継承し、地域の歴史や文化を象徴していると町民に共通認識されているもの

## 景観重要樹木の対象

- ・ 古木や巨樹であることまたは印象深い姿をしているなど、地域における希少性や品格・風格を備えたもの
- ・ 社寺や公共空間にあって、その場のシンボルとなっているなど特定の場所や地域を代表しているもの

景観重要建造物又は景観重要樹木の指定により、所有者や管理者には外観に関する変更の規制や一定の管理の義務が生じますが、次のような利点があります。

- 管理協定を結ぶことで、管理の負担が軽減されます。
- 外観の維持のために、屋根、外壁等の防火措置など建築基準法の制限の一部を緩和することが可能です。
- 外観の変更の規制により生じた損失が補償されます。

#### <適用除外について>

文化財保護法により景観法よりも厳しい現状変更の規制が課せられる国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物については、景観計画に基づく景観重要建造物としての指定の実益がないことから、適用除外となっています。

ただし、長野県や辰野町が県文化財保護条例や町文化財保護条例に基づき指定するものについては、景観重要建造物や景観重要樹木に指定することができます。

## 良好な景観の形成のために必要な事項（案）

### 1 屋外広告物の表示等に関する事項（景観法第8条第2項第4号イ）

#### 屋外広告物に関する基本的な考え方

屋外広告物は建造物と同様に景観に大きな影響を与える要素の一つであるため、辰野町景観計画では、屋外広告物等について建築物等の景観に関する規制・誘導と連携した景観形成を推進します。そのために、辰野町景観計画における基本理念及び景観形成方針に基づいて、屋外広告物に関する景観形成方針を定めることとします。

また、景観計画策定後、辰野町屋外広告物条例を制定することを目指し、辰野町景観計画に示す屋外広告物等における景観形成と安全な掲出に向けた規制・誘導を図っていくこととします。

辰野町屋外広告物条例が施行されるまでの期間は、長野県屋外広告物条例並びに辰野町景観計画及び景観形成住民協定によるものとします。

#### 屋外広告物の表示等に関する景観形成方針

辰野町の自然美や歴史・文化といった品格を損なうことなく、また、経済活動に支障がないよう案内・誘導を図る優れた広告物の表示を目指し、以下の事項に取り組みます。

#### 配置

- ・ 道路等からできるだけ後退させるとともに、建築物等のある敷地内への設置に努めます。
- ・ 山地や森林のスカイラインを極力阻害しないよう配置します。また、道路や河川沿いからの眺望と見通しにも配慮します。

#### 規模

- ・ 機能を損なうことなく、表示面積や高さ等は極力抑えるよう努めます。

#### 形態・意匠

- ・ 基調となる周辺景観に調和する形態・意匠に努めます。
- ・ 建築物等のデザイン、色彩、素材等と調和したデザインに努めます。
- ・ 複数の広告物はコンパクトに集約化を図るとともに、デザインの統一に努めます。

#### 材料

- ・ 周辺景観と調和するよう、質感に配慮した素材の使用に努めます。
- ・ 耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくい素材の使用に努めます。

#### 色彩

- ・ 基調色は落ち着きを感じる彩度となるよう努め、使用する色数はできるだけ少なくします。
- ・ 光源を使用する際は、必要以上の明るさとならないように配慮します。

#### その他

- ・ 歴史的資源や町民に親しまれている景観資源など、景観形成上重要な施設の周辺にあつては、地域のイメージや雰囲気損ねないよう十分配慮します。
- ・ 放置看板は景観を損ねるばかりでなく危険が生じるため、管理者は撤去等の適切な管理を行います。

※広告物の種類や表示面積、高さ、色彩等の具体的な基準は辰野町屋外広告物条例制定時、同条例において定めます。

## 2 公共施設の整備に関する事項

公共施設は地域の景観を構成する主要な要素の一つであることから、「公共事業景観形成指針」(別表)を定め、公共施設とその周辺の建築物等の土地利用が一体となった良好な景観の形成を図るよう努めます。

対象となる公共施設は以下のとおりとします。

#### 対象公共事業

- ・ 道路
- ・ 橋りょう
- ・ 公園・緑地
- ・ 河川
- ・ ダム・えん堤
- ・ 斜面
- ・ 公共建築物
- ・ 上・下水道
- ・ 農地・森林